

健康・医療分野

1 市民が健康で生き生き暮らせるまちをつくる

1 いつまでも健康に暮らせるまちをつくる

- | | |
|-----------------|----|
| 1 健康づくりと疾病予防の推進 | 42 |
| 2 地域医療体制の充実 | 44 |
| 3 医療・年金制度の円滑な運営 | 46 |

1-1-1

健康づくりと疾病予防の推進

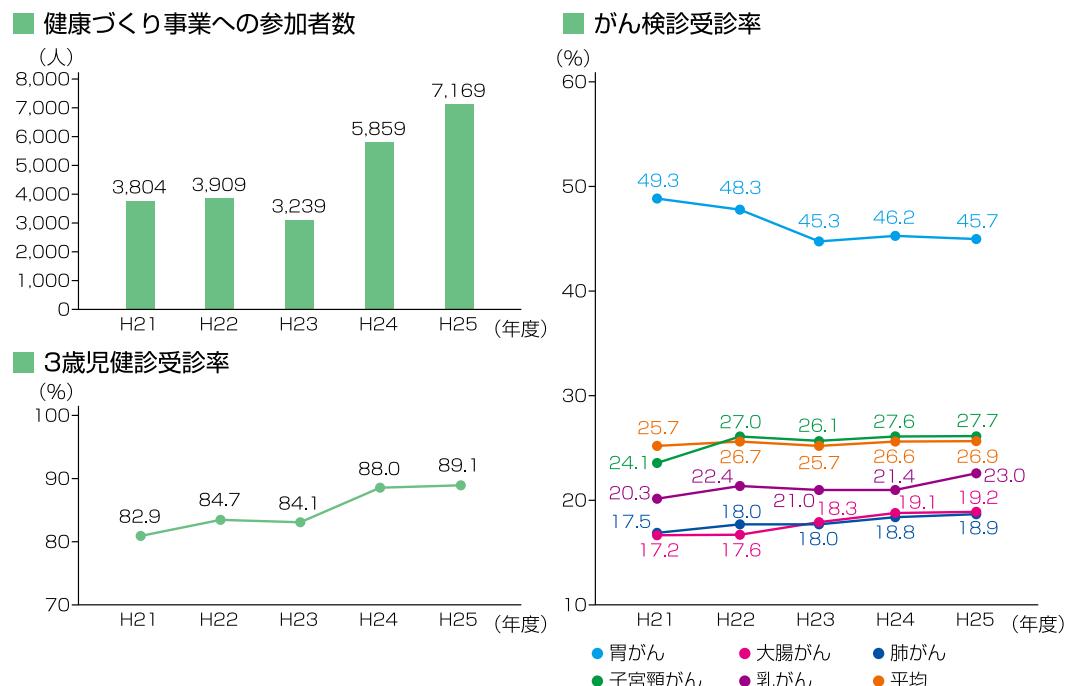
施策の目指す姿

- ① 健康づくりの機会を活用し、市民が自ら積極的に健康づくりに取り組んでいます。
- ② 母子の健康の確保への支援体制が整い、保護者が安心して子育てができ、子どもが心身ともに健全に成長しています。
- ③ がんや生活習慣病などの予防や早期発見により、市民が生き生きと健康に暮らしています。
- ④ こころの健康への支援や理解により、こころの病気にかかる人が減少しています。

現状と課題

- ① 生活様式の変化などにより、生活習慣病の増加などが社会的な問題となっています。健康への関心は高まりつつあることから、予防や改善に取り組むための健康づくりの拠点となる施設や設備の整備、実践の機会や情報の提供などが求められています。また、地区組織の活動の活性化を図り、地域での健康づくりを推進する必要があります。
- ② 妊娠の届出や出生数は緩やかに減少傾向にありますが、乳幼児健診受診率は80%から90%を維持しています。様々な社会状況の変化などにより、育児に不安を抱く親が増えていることから、相談業務の充実や仲間づくりなど、妊娠期からの多様な子育て支援が求められています。
- ③ 死亡原因の1位であるがんの検診受診率は低迷が続き、さらなる受診率の向上対策が必要となっています。また、生活習慣病の発症や重症化への予防の取り組みは、健康寿命の延伸、医療費の抑制につながることから重要です。感染症対策では乳幼児や高齢者への予防接種、結核検診に加え、新型インフルエンザなどへの新たな取り組みが求められています。
- ④ 社会環境の変化などに伴う悩みやストレスから、うつ病などのこころの病気にかかる人が増加しています。こころの病気は放っておくと自殺につながるおそれもあり、早期発見や早期対応のためのこころのケア体制の充実と強化が重要です。

関連データ



市民の実感(H26市民意識調査)

本施策「健康づくりと疾病予防の推進」について「満足」または「どちらかどいうと満足」と回答した市民の割合

68.6%

施策の基本方針

- ① 健康づくりを推進する環境を整備し、市民の健康意識を高め、健康の維持と増進に取り組む市民を増やします。
- ② 母子保健サービスの充実を図り、乳幼児の成長発達、保護者の育児を支援し、健康で元気な母子の育成に努めます。
- ③ 成人期からの健康増進や疾病予防を推進し、高齢期を元気に過ごせるよう支援します。
- ④ こころの健康の維持を支援する環境や体制を整え、こころの健康づくりや自殺予防の取り組みを推進します。

施策の展開

① 市民の主体的な健康づくりへの支援

- 健康づくりの拠点整備
- 健康づくり地区組織^{*}の育成と活動支援
- 健康づくり自主組織への支援
- 健康の日の普及と啓発、実践の場や機会の提供
- 食育の推進
- 正確、迅速な健康情報の提供

② 母子保健サービスの充実

- 妊婦健康診査や不妊治療助成などの充実
- 妊産婦支援体制の構築
- 乳幼児健診の充実・強化
- 乳児全戸訪問の推進
- 予防接種の円滑な推進
- 発達支援、就学支援、虐待予防など関係機関との連携の推進

③ 疾病の早期発見、早期対応と重症化予防

- がん検診受診率向上対策の推進
- 糖尿病などの生活習慣病予防対策の充実
- 結核、新型インフルエンザなどの感染症対策の推進
- がん患者などの社会参加を促す支援

④ こころの健康づくりへの支援

- こころの健康の普及と啓発の推進
- 相談体制の整備
- 自殺予防対策の推進
- 精神障害者と家族への支援
- 関係機関との連携の推進



関連計画

健康いせさき21(第2次)健康増進計画・食育推進計画(平成27年度～)

新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年度～)

まちづくりの指標(成果指標)

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
健康づくり事業への参加者数	7,169人	7,500人	はつらつ健康教室や健康まつりなどの健康づくり事業に参加した人数
3歳児健診受診率	89.1%	94.0%	3歳児のうち、定期健診を受けた幼児の割合
がん検診受診率	26.9%	40.0%	がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳)対象者のうち、それぞれの検診を受診した人の割合の平均

1-1-2

地域医療体制の充実

施策の目指す姿

- ① 地域の医療連携体制が整い、市民は安心して必要とする医療サービスを受けています。
- ② 休日や夜間の診療体制が整い、市民は適切な救急医療を受けています。
- ③ イ勢崎市民病院の医療体制が充実し、市民は高度で専門的な医療を地域で受けています。

現状と課題

- ① 本市には、伊勢崎市民病院を中心に10病院、152診療所、95歯科診療所（平成25年度）があり、これらの医療機関により地域の医療体制が支えられています。今後は、高齢化の進展の加速化を背景に、医療への市民のニーズが複雑・多様化することが予想されていますが、安心して必要な医療サービスを受けられるよう、地域の医療機関の連携体制の構築が求められています。
- ② 本市には、二次救急医療機関として8病院が指定されています。また、休日・夜間への対応として、伊勢崎佐波医師会病院には休日夜間急患センターが設置されています。緊急時でも、速やかに適切な医療を受けられるよう、さらなる救急医療体制の充実が求められています。また、救急医療体制の確保や重症救急患者への迅速な診療のために、救急医療の適正利用についての周知、啓発が必要とされています。
- ③ 伊勢崎市民病院は、経営健全化計画を策定し取り組みを進めてきた結果、収支の健全化が図られています。国で進められている社会保障制度改革を注視しながら、公立病院として救急医療はもとより高度医療を担い、地域の医療機関との連携を強化することが重要です。また、地域の医療機関の状況や医療圏の動向など環境の変化に柔軟に対応することが必要とされています。

関連データ

■ 休日夜間急患センターの利用者数



市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「地域医療体制の充実」について「満足」または「どちらかというと満足」と回答した市民の割合

45.8%

施策の基本方針

- ① 関係機関や地域の医療機関との連携を図り、それぞれの特色と機能を最大限に生かせる医療提供体制を目指します。
- ② 医療機関の連携を強化し、救急医療体制の充実を目指します。
- ③ 伊勢崎市民病院は、地域の医療機関との連携を進め、医療提供体制の構築に努めるとともに、健全で安定的な経営を堅持します。

施策の展開

- ① 医療提供体制の充実
 - 医療機関の連携支援
 - 医療機関の特色や機能の情報の提供
 - かかりつけ医を持つことの啓発
 - 医療機関マップの作成
- ② 救急医療体制の充実
 - 病院群輪番制^{*}の効率的運用の推進(二次救急医療)
 - 休日夜間急患センタ一体制の維持・整備(初期〔一次〕救急医療)^{*}
 - 在宅当番医の情報の提供(初期〔一次〕救急医療)
- ③ 伊勢崎市民病院の医療体制の充実
 - 二次救急医療体制の堅持と初期(一次)救急医療との連携
 - 救急・災害時医療体制の充実
 - がん診療・小児周産期医療体制の充実
 - 医療安全の充実と高度医療の提供
 - 患者サービスの向上
 - 医療従事者の育成や確保
 - 健全で安定的な経営の堅持
 - 施設、設備機器の整備

※病院群輪番制

救急車により直接搬送されてくる、または、かかりつけの診療所など初期救急医療機関から転送される、手術・入院を要する救急患者に対応するために二次救急医療機関を整備している制度。本市では8病院が指定されている。

※初期(一次)救急医療

入院治療の必要がなく、外来で対処することができる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療。



関連計画

伊勢崎市立伊勢崎市民病院中期経営計画(平成26年度～平成28年度)

まちづくりの指標(成果指標)

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
休日夜間急患センターの利用者数	19,329人	20,200人	休日夜間急患センターを利用した人数

1-1-3

医療・年金制度の円滑な運営

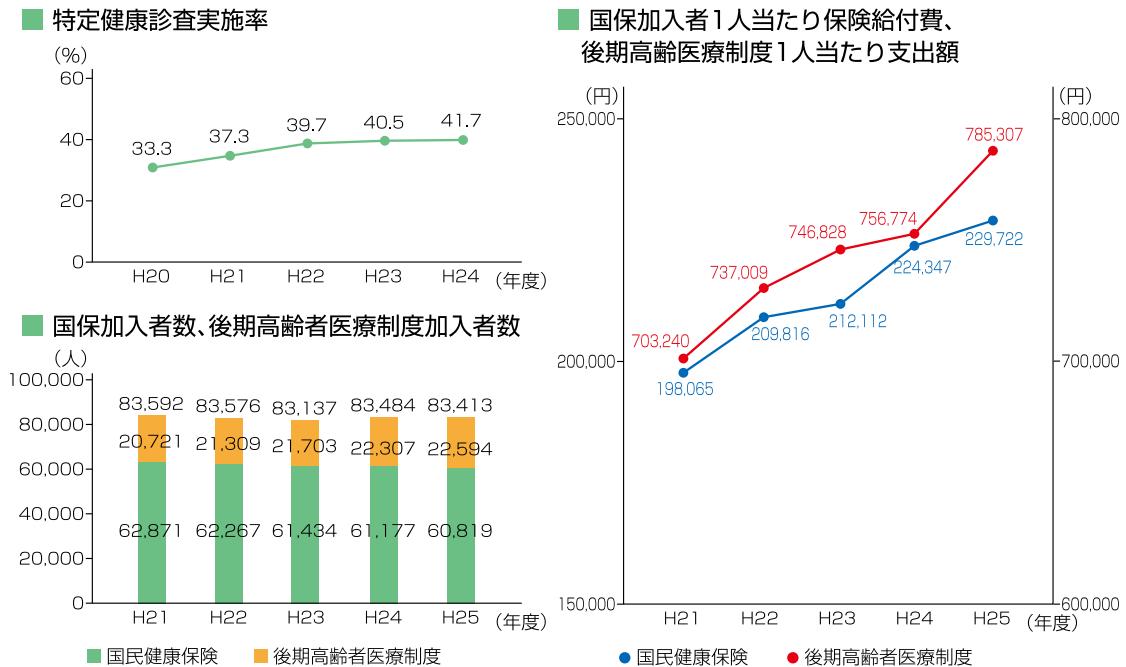
施策の目指す姿

- ① 国民健康保険が安定的に運営され、加入者が適正な負担で安心して医療を受けています。
- ② 後期高齢者医療制度の健全な運営により、高齢者が適正な負担で安心して医療を受けています。
- ③ 福祉医療制度により、市民は疾病の早期発見と早期治療が図られるとともに、経済的な負担が軽減されています。
- ④ 国民年金に関する相談体制の充実や啓発などにより、市民が制度への理解を深めています。

現状と課題

- ① 国民健康保険は、市民の健康の維持と増進を図るうえで重要な役割を果たしていますが、高齢化に伴う医療費の増加や経済状況などの影響により、厳しい財政状況が続いている。財政基盤を安定化させるため、保険者機能の都道府県化の実現とそれに伴う市町村事務の体制整備が求められています。
- ② 75歳以上の人などを対象とする後期高齢者医療制度は、独立した制度として定着しています。今後、高齢化の進展による医療費の増加が見込まれる中、さらなる制度の安定的な運営が求められています。
- ③ 福祉医療制度は、子ども、障害者、母子・父子家庭などの医療費の自己負担分を公費負担し、経済的な負担を軽減するための制度です。疾病の早期発見と早期治療により医療費の抑制を図ることからも、継続的な対応が求められています。
- ④ 国民年金制度は、老後の保障として重要な役割を担う制度です。保険料の納付率の低下や制度に無関心な若年層が増える中、将来に向けて安定かつ持続可能な制度の運営が求められています。

関連データ



市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「医療・年金制度の円滑な運営」について「満足」または「どちらか」というと満足」と回答した市民の割合

53.3%

施策の基本方針

- ① 国民健康保険の健全な運営を図り、持続可能な安定した制度の実現に努めます。
- ② 後期高齢者医療制度の健全な運営を図り、持続可能な安定した制度の実現に努めます。
- ③ 福祉医療制度の推進を図り、疾病の早期発見と早期治療、経済的負担の軽減、将来の医療費負担の抑制に努めます。
- ④ 国民年金事業の推進を図り、老後の生活基盤づくりを支援します。

施策の展開

- ① 国民健康保険の健全な運営
 - 資格の適正管理
 - 医療費の適正化
 - 保険税の適正な賦課と収納対策
 - 保健事業の充実
- ② 後期高齢者医療制度の健全な運営
 - 保険料の収納対策
 - 保健事業の充実
- ③ 福祉医療制度の推進
 - 医療費負担の軽減
 - 子どもの健やかな育成と子育て支援
- ④ 国民年金制度の推進
 - 国民年金制度の周知・啓発



関連計画

国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画(平成25年度～平成29年度)

まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
特定健康診査実施率	41.7% (平成24年度)	60.0%	国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人のうち、保険者である市が実施するメタボ対策の健康診断を受けた人の割合